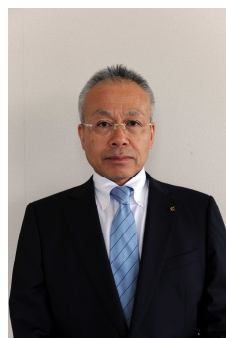


教育長からみた教育委員会について

北海道東神楽町教育委員会 教育長 水野 和男



1 東神楽町の教育状況について

東神楽町は北海道のほぼ中央に位置し、中核市である旭川市に隣接しています。人口 10,385 人（9 月末）で、宅地開発等で人口が増えており、平成 26 年の国勢調査で人口伸び率が 10.1% で全道 1 位、全国でも 10 位となっています。また、年少人口比率も 15.75% で全道 1 位と高く、子どもの多い町です。

産業では農業が中心ですが、家具製造業等の企業も多く、また、旭川空港を有しており将来に向かってポテンシャルの高い町であります。

東神楽町の教育や子育て政策の基本方針は第 1 に「安心して子育てができるまちづくり」で（本町では子育てや保育事業等も教育委員会所管である）、具体的な政策としては、中学生までの医療費無料化、学童検診、学童保育での学び、発達支援センターの設置、児童相談やサポートファイルの導入、待機児童を発生させない取組み、君の椅子プロジェクトの実施等です。

第 2 に「希望を持って子育てができるまちづくり」で、基本政策としては、子どもの多様性を支える学校教育の実践です。町内には小学校が 4 校と中学校が 1 校ありますが、校区の環境や地域住民、コミュニティの状況が顕著に異なっており、子どもの多様性（能力、環境、性格、生き方、価値観など）も広がってきていることから、ダイバーシティに対応して支援する教育政策の実践に重点を置いています。

教育政策推進の基本方針は、学習者本位の視点です。誰のため、何のための教育といった目標と方向性をしっかりと共通認識化した上で、

教育政策を検討・立案し、実行しています。

次に、より良い教育の環境と機会づくりです。環境づくり（主にハード）では、インクルーシブ教育に対応した環境整備として多目的トイレやエレベーターの設置、町単費による特別支援教育支援員の配置を行っています。また、ICT 教材では実物投影機、タブレット端末、パソコン、電子黒板の配備を計画的に進めているところです。部活動や少年団活動の支援では、活動費や大会出場経費の支援、指導者や練習場の確保のほか、新規のスポーツ大会等の開催を支援しています。さらに、各校に配置している環境整備員が一つのチーム環境整備員として、所属する学校を超えて業務を行うシステムを導入しております。

次に、機会づくり（主にソフト）では、子ども主体の教育システムの構築と実践（Student First）を基本方針として、文部科学省や北海道教育委員会との連携や支援をいただきながら取組みを進めています。また、アクティブラーニングでは協調学習（知識構成型ジグソー法）の導入、教師力向上事業（町独自の教職員研修派遣）の実施、通級指導教室の設置、習熟別学習や放課後学習等を実施しております。

家庭や地域とともに進める教育としては、町内の全小中学校をコミュニティ・スクールに指定したほか、キャリア教育、通学合宿、英語キャンプ、GTA（高齢者の PTA）、学校を核とした地域魅力化事業（山村留学校の活性化）、協働による新たな学校モデルの構築事業（子ども

の貧困対策のための学校支援プラットフォームづくり)、チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進(業務改善と教職員構造の転換)、さらに地域学校協働本部事業として、土曜日の教育活動、放課後子ども教室、地域未来塾、家庭教育支援活動等の取組みを進めております。



(アクティブラーニング(協調学習)授業研究会)



(学校運営協議会(東神楽中学校))



(地域未来塾)

教育政策の実践には、計画や体制づくりも重要となります。東神楽町では、教育ビジョンや教育大綱を策定し、これに基づき教育行政執行

方針や学校経営計画、アクションプラン、さらにはカリキュラムまでに及ぶ一貫性を持った計画に基づく教育活動を行っています。さらに、これらを様々な機会での熟議を通して具体的実践に繋げております。教育委員会体制の拡充では、子育てや保育の所管課も含めた3課による組織体制づくり、教育委員会事務局の職員増、指導主事等の配置を進め、さらに、町単費の図書協力員、栄養士、特別支援教育支援員、学習支援員のほか、教職員の加配も含めてマンパワーの充実を図っているところです。

最後に、学びや育ちのベースを整える教育の取組みであります。生活習慣の向上を図るため、食育、花育、読書、体力づくりや運動能力向上の取組を進めているほか、スクールソーシャルワーカーの配置による不登校やいじめ対策、家庭支援活動を常時行っています。

2 教育長としての職務に対する基本姿勢、意識していること

次に、私自身が職務に臨むにあたっての基本的な考え方と教育長に必要な能力や職務の進め方についてですが、私は自分の強みや弱みを自分で把握して、強みを活かし弱みを改善することを意識して職務にあたっています。教育長に必要な基本姿勢の柱は、「リーダーシップを発揮する」、「教育観を持つ」、「マネジメント力を持つ」という3点であると考えております。そのため、情報力を持つこと(発信と受信)、学び続けること、読書、現場主義、ネットワークづくりが大切であると考え、実行しているところです。

教育行政執行方針や教育大綱等に基づき、計画的・戦略的・組織的に教育政策を実行するため目標をしっかりと持ち、KPI(重要行政評価指標)を設定し、PDCAを回しながら業務を進めていくことが肝要であります。教育長自身が課題を発見して、子どもや地域、保護者、教職員のニーズ、町(町長)の方針を把握し、

教育委員会事務局職員や学校教職員との協議により共通認識化を図りながら、チームとして前進するようにマネジメントすることが教育長にとって最重要の職務であると考えております。

具体的な取組みの進め方としては、現状→課題（エビデンスに基づく）→政策立案→理解・準備→実行→（評価→改善）といったように小さな業務単位でもPDCAを必ず回すことであります。

教育政策を実現するのに必要なことは、予算を確保すること（財源、特に補助金）、実績・成果を出すこと、共通理解や現場理解を丁寧に行うこと（特に学校や町長部局）、ネットワークをつくり活かすこと（地域、関係機関、保護者等）、情報の収集と発信・分析を行うこと、大学や研究機関との連携を図ること（知恵をもらう、調査研究、政策づくりのアドバイス）などです。姿勢としては、コミュニケーション（保護者、地域、教職員等）、熟議、説明責任、情報公開、公平公正を意識して考え、行動することであり、無謬性と不作為を排除して、前例や既成概念にとらわれず発展的に継続して、未来に向かう教育の実践を今後も行っていきたいと考えています。



（熟議 in ひがしかぐら）

教育長としての役割と能力は次のように整理できると思います。役割としては、地域教育経営のトップリーダー、教育行政執行のゼネラルマネージャー、自治体の幹部メンバー（町長との連携）であり、強く協調性のあるリーダー

シップを発揮することであり、また、「判断すること」、「成果を出すこと」、「責任をとること」、「マネジメントすること」、「子どもや地域の人を幸せにすること（子どもが自ら得る幸せを応援する）」であると考えています。

能力としては、「人間関係力（ネットワークで仕事する力）」、「判断力」、「スピード力」、「情報収集・発信力（学び続ける教育長）」、「現場力（自分が現場から課題を見つける）」、「柔軟な発想力（多様な視点、価値観で発想する）」、「俯瞰力（教育やまちの全体を見渡して考える、構想する力）」、「平常時の危機管理能力（気を抜かない、備える）」、「紳士の信頼力（人間力を磨く、上司としてリーダーとして）」、「自身の変革力（継続的発展的に学ぶ、経験する、考える、議論する）」、そして最後に、教育長自身の「教育観を持つこと」であります。教育政策の推進にエビデンスを取り入れ、説明責任を果たし、成果を出すため職務に励まなければならないと考えています。

3 教育委員会会議の運営上の工夫

教育委員会の開催回数は平均で年 12 回程度であり、一回の会議時間は概ね 2 時間程度です。教育委員会に供する議題は、議決を要する議案のほか、報告や情報提供の案件が多いのが現状です。例えば、学校等における事故（怪我や交通事故等）は軽微な内容でも全て報告しています。また、不登校やいじめ、課題のある家庭環境に係わる情報は、個別事案の詳細な状況変化も含めて教育委員会で毎回報告しており、結果として教育委員が教育長とほぼ同様の情報を常に共有しています。

国や文部科学省、北海道教育委員会等の動向や取組みの資料等も教育委員会に提出し説明を行うほか、教育に係わるマスコミ報道や記事も紹介して、教育行政のトレンドについて情報提供し、本町の教育だけとられない俯瞰的な視点での意見交換も行っています。また、議案や報告も含め、教育委員会において丁寧かつ詳細

な説明を行っており、教育委員間の活発な意見交換によって議案への反映や修正等を行うなど、教育委員の権限と責任を認識していただきながら、これを活かした教育委員会の運営に努めています。

教育委員は教育委員会の行事や会議だけでなく、町議会はもちろんのこと、一般住民が参加する「まちづくり懇談会」のほか、町長部局や関係団体との会議にも出席してもらっています。このように教育行政の枠を超えて教育委員としての立場を発揮して、教育委員会への理解を得るとともに地域住民の意見の把握に努めており、それを教育政策の検討や実現化に活かしているところでもあります。

4 町長部局との連携

東神楽町では毎週月曜日の早朝、三役会議(町長、副町長、教育長、総務課等出席)を開催しており、その中で本職からも教育委員会の取り組み、現状や課題、提案等を説明して意見交換を行っています。この中では、不登校やいじめ等の報告も随時行っています。また、教育長も町長部局の業務について必要な意見を述べています。この機会によって、町行政トップ間の段階でも共通認識に立った連携が常態的に図られています。

さらに、町長等と教育政策について随時、報告と協議、実施にあたっての合意(特に予算を要する案件)を得ており、町長と同じステージで教育行政を推進し、町長部局の各課と教育委員会各課との連携による業務も円滑に進んでいます。町長は、可能な限り教育長と一緒に学校訪問や行事に参加しており、例えばインクルーシブ教育等に係わる子どもの様子や学校の状況・課題を把握した上で、教育委員会や現場との意見交換を行っています。

本町では、新たな教育委員会制度の実施に伴い、総合教育会議を全国に先駆けて平成27年4月に設置しました。また、教育大綱も同年9

月に策定を終えています。

本町の教育委員会では3年前から教育委員会本会議とは別に「教育委員会協議会」を設置しており年に数回開催し、この協議会には町長が出席しています。そこで町長は教育や教育政策に係わる想いや考え方を教育委員に説明して、教育委員との意見交換を行っています。

つまり、総合教育会議が設置される以前から、教育委員会や教育政策等について、町長と教育長や教育委員が忌憚のない議論を交わしており、その上で教育が進められてきました。この点において、新たに設置された総合教育会議は、教育や教育政策を町全体で考えるという取り組みがシステムとして担保されたものであると捉えています。これにより、町長と教育委員会相互の信頼に基づく連携が更に図られ、町長や教育委員の教育や教育政策に対する意識も高まったといえます。

また、町長は総合教育会議において、新たな教育政策や考え方、教育に係わる課題等について、自ら議題として提案し議論を深めていただいています。

5 教育長として教育委員に期待すること

もとより、教育委員(会)は、レイマンコントロールを担う役割として設置されていますが、現在ではあまり機能していない場面も多いと感じています。その理由としては、教育行政や学校教育の専門化・高度化・多様化が進んでいることや、自ら希望して教育委員に就任した方が少なく、教育委員自身のモチベーションの低下や教育委員が自分の役割を意識して取り組むことが難しくなっているからだと思います。教育委員会を活性化させるためには、教育委員の人選方法の改善や教育委員研修の拡充、教育委員会会議の活性化等が必要だと考えているところです。

新教育委員会制度のもとで、教育委員に期待することは(教育長も同様ですが)、主体的に学

び続け教育に対する専門性を高めながら、現場から課題を見出し、教育委員自体が目標や目的を持って自らの役割を認識し、教育委員同士の信頼と連携により、教育委員の職務に積極的な姿勢で取り組んでいただきたいということです。